

付 議 第 3 号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年高知県教育委員会規則第3号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

**高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」を削る。

第4条第1項中「規定による許可施設等」を「許可施設」に、「許可施設等を」を「許可施設を」に改め、同条第3項中「申請は、許可施設等」を「申請は、当該許可施設」に、「行うことができる」を「これを行うことができる」に改め、同項ただし書中「以下この項において同じ」を「以下同じ」に、「場合については」を「場合にあつては」に、「許可施設等」を「当該許可施設」に改め、同条第4項中「第6条、第7条ただし書」を「第6条第1項から第3項まで、第7条ただし書、第10条第1項第1号」に改める。

第6条の見出し中「許可の変更等」を「取消しの届出等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

第6条に次の2項を加える。

3 条例第4条第1項の許可施設の利用の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けているときは、当該利用許可書を提出しなければならない。

第8条中「利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第9条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「許可施設等」を「許可施設」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県又は教育委員会が共催し、又は後援する青少年の健全育成の事業のために許可施設を利用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

第10条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は既納又は過納となる使用料の額に相当する額とする。

(1) 指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合

(2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合

第11条及び第12条中「許可施設等」を「許可施設」に改める。

第13条第6号中「建物その他の工作物を汚損し、又は」を「プラザの施設、設備等、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第16条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第4号中「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

第17条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「高知県教育長が」を「高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第18条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に係る変更届出事項)

第17条 条例第14条第2項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

主な施設	区分		利用時間
トークサロン まんが図書室 学習室（個人用） 学習室（グループ用） 多目的室 音楽スタジオ	平日	8月	午前8時から午後6時30分まで
		8月以外の月	午前9時30分から午後8時30分まで
	日・土・休日	午前9時から午後5時まで	

- 備考 1 この表において、「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。
- 2 利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

別記第3号様式中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改める。

別記第5号様式中「第10条第1項」を「第10条第2項」に改める。

別記第7号様式中「に規定する」を「に掲げる」に、「及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す」を「の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）及び他の公の施設の設置及び管理に関する条例施行規則との規定の整合性を図るとともに、高知県規則である高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則（平成16年高知県規則第71号）において規定していた使用料の減免及び還付に関する事項を、高知県教育委員会規則である高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年高知県教育委員会規則第3号）において規定するため、必要な改正をしようとするもの。

2 施行期日

平成26年4月1日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立塩見記念青少年プラザ(以下「プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第2号。以下「条例」という。)の第20条の規定に基づき、高知県立塩見記念青少年プラザ(以下「プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

(利用の許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の許可施設(同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第11条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める申請書を提出しなければならない。

第4条 条例第4条第1項の規定による許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第11条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める申請書を提出しなければならない。

2 略

2 略

3 前2項の規定による申請は、当該許可施設を利用する日の1週間前からこれを行うことができる。ただし、青少年(25歳未満の者をいう。以下同じ。)である個人又は青少年が過半数(青少年の中で介助を必要とする者が含まれる場合)にあつては、その介助者を人数に含まないで計算したときの過半数)を占める団体にあつては、当該許可施設を利用する日の1月前から申請することができる。

3 前2項の規定による申請は、許可施設等を利用する日の1週間前から行うことができる。ただし、青少年(25歳未満の者をいう。以下この項において同じ。)である個人又は青少年が過半数(青少年の中で介助を必要とする者が含まれる場合)については、その介助者を人数に含まないで計算したときの過半数)を占める団体にあつては、許可施設等を利用する日の1月前から申請することができる。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者(プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合)にあつては、教育委員会。次条第1項、第6条第1項から第3項まで、第7条ただし書、第10条第1項第1号、第12条ただし書、第14条及び第15条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者(プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合)にあつては、教育委員会。次条第1項、第6条、第7条ただし書、第12条ただし書、第14条及び第15条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の取消しの届出等)

第6条 略

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 条例第4条第1項の許可施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

4 利用者は、前項の規定により利用の変更の許可の申請をする場合において、前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けているときは、当該利用許可書を提出しなければならない。

(使用料の納付の時期)

第8条 利用者は、条例第6条に規定する使用料を第5条第1項の利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

第9条 条例第7条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県又は教育委員会が共催し、又は後援する青少年の健全育成の事業のために許可施設を利用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

2 条例第7条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、許可施設を利用しようとする日の1週間前までに別記第3号様式による使用料減額(免除)承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 略

(利用の許可の変更等)

第6条 略

2 前条第1項の規定により利用許可書の交付を受けた者は、当該利用の許可の内容を変更して当該許可施設等を利用しようとするときは、指定管理者に対して、条例第4条第1項の規定による許可施設等の利用の変更の許可の申請をしなければならない。

(使用料の納付の時期)

第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第6条に規定する使用料を第5条第1項の利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の減免の申請等)

第9条

1 条例第7条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、許可施設等を利用しようとする日の1週間前までに別記第3号様式による使用料減額(免除)承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(使用料の還付の請求等)

第10条 条例第8条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額は既納又は過納となる使用料の額に相当する額とする。

(1) 指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合

(2) 災害その他の不可抗力により許可施設を利用することができなくなった場合

2 略

3 略

(管理上の立入り)

第11条 利用者は、プラザの関係職員が許可施設及びプラザの設備等(附属設備を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第12条 利用者は、許可施設の利用が終わったとき又は条例第5条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設の利用を停止させられたときは、当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、プラザの関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第13条 プラザを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(5) 略

(6) プラザの施設、設備等、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7)・(8) 略

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第16条 略

(使用料の還付の請求等)

第10条

1 略

2 略

(管理上の立入り)

第11条 利用者は、プラザの関係職員が許可施設等及びプラザの設備等(附属設備を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設等に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第12条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第5条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、プラザの関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第13条 プラザを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 建物その他の工作物を汚損し、又は損壊するおそれのある行為をしないこと。

(7)・(8) 略

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第16条 略

2 条例第 13 条第 2 号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 12 条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2)・(3) 略
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 略

(指定管理者に係る変更届出事項)

第 17 条 条例第 14 条第 2 項の教育委員会規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、高知県教育長が、又は指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

別表(第 2 条関係)

主な施設	区分		利用時間
トークサロン	平	8 月	午前 8 時から午後 6 時 30 分まで
まんが図書室	日	8 月以外の	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分
学習室(個人用)		月	まで
学習室(グループ用)	日・土・休日		午前 9 時から午後 5 時まで
多目的室			
音楽スタジオ			

備考

- 1 この表において、「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日を、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。

2 条例第 13 条第 2 号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第 12 条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (2)・(3) 略
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類

(5) 略

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

別表(第 2 条関係)

主な施設の名称	区分		利用時間
トークサロン	8 月以外の	平	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分
まんが図書室	月	日	まで
学習室(個人用)	8 月		午前 8 時から午後 6 時 30 分まで
学習室(グループ用)	日・土・休日		午前 9 時から午後 5 時まで
多目的室			
音楽スタジオ			

備考

- 1 この表において「日・土・休日」とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいい、「平日」とはこれらの日以外の日をいう。

2 利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

第 3 号様式(第 9 条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ減額（免除）申請書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 10 条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ使用料還付請求書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 16 条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

2 この表の「利用時間」には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備、後片付け等に要する時間を含むものとする。

第 3 号様式(第 9 条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ減額（免除）申請書

[別紙参照]

第 5 号様式(第 10 条関係)

高知県立塩見記念青少年プラザ使用料還付請求書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 16 条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者名）

ⓐ

電話番号

高知県立塩見記念青少年プラザ使用料減額（免除）承認申請書

高知県立塩見記念青少年プラザの利用について使用料の減額（免除）を受けたいので、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

※利用申請番号	：	：	：	：
---------	---	---	---	---

利用の目的（行事の名称及び内容）						
減額（免除）を受けようとする理由						
利用したい期間		年 月 日 : から 年 月 日 : まで				
利用したい施設	利用したい時間	利用したい附属設備	※使用時間	※通常の使用料の	※減額又は免除した後	※算定後の金
学習室（グループ用）	時間		時間	円	円	円
多目的室	時間	A V機器セット () プロジェクター ・スクリーン ()	時間	円	円	円
音楽スタジオ	時間	ドラムセット () キーボード () キーボードアンプ () ギターアンプ () エレキギターアンプ () ベースアンプ () 簡易 P Aセット () 録音機材セット ()	時間	円	円	円
※小計				円	円	円
※算定後の合計金額						
※決裁欄				※受付年月日	年 月 日	
				※承認年月日	年 月 日	
				※通知年月日	年 月 日	

- 備考 1 ※印欄は記入しないでください。
2 「利用したい附属設備」欄は利用しようとする附属設備の（ ）内に○印を記入してください。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者名）

印

電話番号

高知県立塩見記念青少年プラザ使用料還付請求書

高知県立塩見記念青少年プラザの利用について使用料の還付を受けたいので、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用許可番号				
--------	--	--	--	--

利用の目的（行事の名称及び内容）				
利用を許可した期間		年 月 日 : から 年 月 日 : まで		
還付を請求する理由				
利用施設	利用時間	利用附属設備	納付済みの使用料の金額	還付を請求する使用料の金額
学習室（グループ用）	時間		円	円
多目的室	時間	A V機器セット () プロジェクター ・スクリーン ()	円	円
音楽スタジオ	時間	ドラムセット () キーボード () キーボードアンプ () ギターアンプ () エレキギターアンプ () ベースアンプ () 簡易 P A セット () 録音機材セット ()	円	円
小計			円	円
還付を請求する使用料の合計金額				
※決裁欄			※受付年月日	年 月 日
			※決定年月日	年 月 日
			※通知年月日	年 月 日
			※還付年月日	年 月 日

- 備考 1 「利用許可番号」欄は利用許可書の利用許可番号と同じ番号を記入してください。
- 2 「利用附属設備」欄は利用しようとする附属設備の（ ）内に○印を記入してください。
- 3 ※印欄は記入しないでください。

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
代表者の職・氏名	職名	フリガナ			
		氏名		⑩	
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例第13条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例第12条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

現行規則

○高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則

(平成 16 年 5 月 28 日規則第 71 号)

改正 平成 18 年 3 月 22 日規則第 27 号 平成 18 年 12 月 26 日規則第 136 号

高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(平成 16 年高知県条例第 2 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立塩見記念青少年プラザ(以下「プラザ」という。)の使用料に関して必要な事項を定めるものとする。

(多目的室及び音楽スタジオの附属設備の使用料の額)

第 2 条 条例別表第 2 の規定による多目的室及び音楽スタジオの附属設備の使用料の額は、別表の左欄に掲げる附属設備ごとに同表の右欄に掲げる額とする。

(使用料の減免)

第 3 条 条例第 7 条の規定に基づき使用料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 県又は教育委員会が共催又は後援する青少年(25 歳未満の者をいう。)の健全育成の事業のために利用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合

(使用料の還付)

第 4 条 条例第 8 条ただし書の規定に基づき使用料を還付することができる場合は次に掲げる場合とし、その還付する額は既納の使用料の額に相当する額とする。

(1) 教育委員会又は指定管理者の都合により利用の許可を取り消した場合

(2) 災害その他の不可抗力により利用できなくなった場合

附 則

この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日規則第 27 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 26 日規則第 136 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

施設ごとの附属設備の名称	基本使用料(許可 1 回当たり)	
	18 歳未満の者等	18 歳未満の者等以外の者

多目的室	A V機器セット	960 円	1,910 円
	プロジェクター・スクリーン	1,000 円	2,000 円
	卓球台(附属品を含む。)	80 円	160 円
音楽スタジオ	ドラムセット	90 円	180 円
	キーボード	100 円	190 円
	キーボードアンプ	20 円	40 円
	ギターアンプ	30 円	50 円
	エレキギターアンプ	40 円	70 円
	ベースアンプ	40 円	70 円
	簡易 P Aセット	110 円	210 円
	録音機材セット	220 円	430 円

備考 この表において「18歳未満の者等」とは、青少年のうち、18歳未満の者並びに18歳以上の者で高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者をいう。